

別表 1 技術者資格区分 (治山事業関係)  
(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法 (昭和24年法律第188号) 第49条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある中で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある中で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上ある者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術士 (森林土木部門) の登録を受けた者</li> <li>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者</li> <li>(2) 学校教育法による大学 (短期大学を除く) 又は旧大学令による大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木、林業) を修めて卒業した者 (以下「大学卒」という。) であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者</li> <li>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木、林業) を修めて卒業した者 (以下「専門学校卒」という。) であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者</li> <li>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木 (土木、農業土木、林業) の知識及び技術を有していると認められる者 (以下「高等学校卒」という。) であって、卒業 (上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。) 後土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者</li> </ol> </li> </ol>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 林業技士 (森林土木部門) の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある中で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上ある者</li> </ol>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技術経歴
管理技術者 (技師A)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 技術士 (森林土木部門) の登録を有する者</li> <li>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得後、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する中で、治山に関する実務経験が4年以上ある者</li> <li>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 林業技士の登録 (森林土木部門) を受けた後、治山部門に関する4年以上の実務経験を有する者</li> <li>(2) 学校教育法による大学 (短期大学を除く) 又は旧大学令による大学において、土木に関する課程 (土木、農業土木、林業) を修めて卒業した者 (以下「大学卒」という。) であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有する中で、治山部門に関する実務経験が4年以上ある者</li> <li>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程 (土木、農業土木、林業) を修めて卒業した者 (以下「専門学校卒」という。) であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有する中で、治山に関する実務経験が4年以上ある者</li> <li>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中学校令による中学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者 (以下「高等学校卒」という。) であって、卒業 (上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。) 後土木部門に関する28年以上の実務経験を有する中で、治山部門に関する実務経験が4年以上ある者</li> </ol> </li> </ol>

注 1級土木施工管理技士の資格を取得した者で、県が発注する治山工事において、現場代理人の経験が通算して4年以上ある者は、管理技術者とみなす。